

## 第12回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成30年3月27日（火）15:50～15:58

2. 場所：合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、飯嶋委員、北地委員、野村委員、服部委員、程委員、  
小河専門委員、岸本専門委員、工藤専門委員、栗林専門委員、駒崎専門委員、  
白井専門委員、経沢専門委員、宮城専門委員

（御欠席：飯盛委員、萩原委員、牧野委員、宮本委員、曾根原専門委員）

（政 府）松山内閣府特命担当大臣、河内内閣府事務次官、幸田内閣府審議官  
（事務局）前田休眠預金等活用担当室室長、野澤休眠預金等活用担当室企画官

4. 議事：基本方針（案）について

5. 議事概要：

○前田室長 定刻となりましたので、第12回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

いつものお願いでまことに恐縮でございますが、会議の内容等につきまして、会議中にSNS等での発信はお控えいただきますようお願いいたします。

議事に入らせていただく前に、松山政司内閣府特命担当大臣から御挨拶を頂戴いたします。

○松山大臣 皆様、こんにちは。休眠預金の活用を担当しております、松山政司でございます。

本日は、今月末に決定する予定の「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」、これにつきまして、最終的な御確認をいただくことになっております。

委員並びに専門委員の皆様におかれましては、昨年5月以降、これまで11回にわたりまして大変活発に御議論をいただきました。そして、本日を迎えることができましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

我が国におきましては、人口減少、また、高齢化の進展等で、経済社会の急速な変化が生じておるところでございます。さまざまな社会の諸課題に直面しています。こうした社会の諸課題のうち、行政では手が届かない対応困難な課題、この解決に向けた民間の団体の活動に、休眠預金等を活用する本制度は、非常に画期的であると考えておるところでございます。

基本方針の策定後には、この指定活用団体の選定についても御審議をいただくことになろうかと思っております。

引き続き、委員並びに専門委員の皆様方の御協力を賜りますように、心からお願いを申

し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○前田室長 ありがとうございます。

冒頭、カメラ撮りは終了願います。プレスの方は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○前田室長 松山大臣は所用のため、ここで御退室されます。

(松山大臣退室)

○前田室長 それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 それでは、きょうの議事は1つ、「基本方針(案)について」でございます。

基本方針(案)につきまして、2月9日から3月10日まで実施いたしましたパブリックコメントの結果等につきまして、事務局から御報告いただきたいと思っております。

野澤企画官、願います。

○野澤企画官 そういたしましたら、お手元でございます、右肩に「机上配布資料」と書いております資料をごらんください。

こちらでございますけれども、基本方針(案)についての意見募集の結果についてということで、本年2月9日の金曜日から3月10日まで実施いたしました結果について、置かせていただいております。意見をいただきました件数は、全部で168件ございます。

全て御紹介することはできませんけれども、お寄せいただいた主な御意見として、そこに4つほど目次順に並べさせていただいておりますが、まず1つ目は「第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項」のところでした、原則、9つ書かせていただいているうちの革新性について御意見をいただいております。内容といたしましては、革新性の高さへの支援が重視され、ともすれば、目新しいことばかりが取り上げられることが危惧される。地域の地道な活動や従来から実施している活動も重視し支援していくべき。

2つ目ですが、「第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」といたしまして、指定活用団体の体制についてに対しまして、指定活用団体には、現場の実情を理解でき、多様な視点を持つ人材の陣容が求められるという御意見をいただいております。

「第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」のところでございますけれども、評価方法について御意見をいただいております、評価の仕組みがうまく機能するように思えない。評価自体は必要であると認識するが、基本方針でここまで具体的な方法論を記載する必要はないと考えるという御意見をいただいております。

「第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項」といたしまして、活用の対象経費につきまして、民間公益活動を実施する団体の人件費や管理費、また、評価に係る費用も休眠預金等に係る資金の対象経費とすべきという御意見をいただいております。

これらの論点というのは、しっかりこれまで審議会で御議論いただいた結果として、皆さんに先般御了承いただきました案文ができているということで、このパブリックコメン

トによって特段修正をしないということ、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

以上、我々がつくりました基本方針（案）に対するパブコメは、特に修正すべきというようなことはなかったということでございます。何か御発言はございますでしょうか。

それでは、ないようですので、この基本方針が策定されましたら、私から会長としてのメッセージを出させていただきたいと考えております。会長のメッセージでございますので、私のほうで最終的には責任を持たせていただきますが、皆さんの代表としてのメッセージですので、どうぞ御意見を御自由にいただきたいと思っております。原案は事務局で御用意いただいたものを、私のほうで手を入れたものを用意してございますが、先ほど読んでみますと、少し書き過ぎのような気もいささかしてございますので、どうぞ皆さんから見ての忌憚のない御意見をいただいた上で、私の責任で出させていただきたいと思っております。

皆様におかれましては、昨年5月から本日を含め、12回にわたりまして、そのほかにも私的な会合、あるいはアドバイザーボードとの会合など、本当に精力的に御議論いただきました。大変お忙しい中、ありがとうございます。大変お疲れさまでございました。心より御礼を申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項等がありましたら、よろしく願いいたします。

○前田室長 先ほど、大臣の挨拶の中でも若干触れられておりましたけれども、基本方針策定後の流れといたしましては、まずは内閣府におきまして、基本方針を踏まえて公募要領を作成し、指定申請団体を募ることとなります。その後、内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定活用団体を指定するという事としておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今後の日程等につきましては、追って事務局から連絡させていただきますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。